

2019年4月26日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 八木 政幸
(コード番号 8961)

資産運用会社名
森トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 山本 道男
問合せ先
総合リート運用本部 内藤 宏史
運用戦略部長
電話番号 03-6435-7011

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、2019年4月26日開催の役員会において、規約変更及び役員選任に関し、2019年6月11日に開催予定の第14回投資主総会に付議することを下記のとおり決議しましたのでお知らせします。なお、下記事項は、本投資法人の投資主総会における議案であり、当該投資主総会において承認が得られることを条件とします。

記

1. 規約変更の主な内容

(1) 変更案第9条第1項

法令番号を除き、和暦表記を西暦表記に変更するものです。

(2) 変更案第20条第2項

投資主の皆さまからの信任の機会を増やすため、監督役員の方針的な任期を就任後4年から就任後2年に短縮するものです。

(3) 変更案第32条

会計監査人に対する報酬の支払時期に関し柔軟性を確保するために必要な変更を行うものです。

(4) 変更案第33条第(1)号、同条第(3)号及び(4)号

運用報酬1、運用報酬3及び運用報酬4の算定に当たって、実質的かつ経済的に不動産等を保有するものと評価できる特定資産の取扱を明確にするために必要な変更を行うものです。

(規約変更に関する詳細は、別紙「第14回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任の主な内容

執行役員八木政幸並びに監督役員田中清及び今尾金久は、2019年6月11日に開催される本投資法人の第14回投資主総会の終結をもって任期満了となるため、本投資主総会に、執行役員1名(候補者:八木政幸)選任及び監督役員2名(候補者:中川直政及び片桐春美)選任にかかる議案を提出するものです。

また現在、執行役員が欠けた場合、又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役

員として山本道男が選任されておりますが、本投資主総会の終結の時をもって効力を失います。このため、補欠執行役員1名（候補者：内藤宏史）選任にかかる議案を提出するものです。

（役員選任に関する詳細は、別紙「第14回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 投資主総会等の日程

2019年4月26日	投資主総会提出議案承認役員会
2019年5月27日	投資主総会招集通知の発送（予定）
2019年6月11日	投資主総会（予定）

以上

【別紙】

第14回投資主総会招集ご通知

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

(証券コード 8961)

2019年5月27日

投資主各位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 八木 政 幸

第14回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本投資法人の第14回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月10日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約第15条第1項において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。」と定めております。また、同条第2項において、「前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。」と定めております。

従いまして、当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月11日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 「ボールルーム ノース」

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。この場合には、議決権行使書面及び代理権（代理人の資格を含みます。）を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、投資主総会の前日までに修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<https://www.mt-reit.jp/>）に掲載いたします。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人が資産運用を委託しております森トラスト・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 変更案第9条第1項

法令番号を除き、和暦表記を西暦表記に変更するものです。

(2) 変更案第20条第2項

投資主の皆さまからの信任の機会を増やすため、監督役員の原則的な任期を就任後4年から就任後2年に短縮するものです。

(3) 変更案第32条

会計監査人に対する報酬の支払時期に関し柔軟性を確保するために必要な変更を行うものです。

(4) 変更案第33条第(1)号、同条第(3)号及び第(4)号

運用報酬1、運用報酬3及び運用報酬4の算定に当たって、実質的かつ経済的に不動産等を保有するものと評価できる特定資産の取扱を明確にするために必要な変更を行うものです。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（招集）</p> <p>1 投資主総会は、<u>平成29年</u>5月25日及びその日以後、遅滞なく、これを招集し、以降、隔年ごとの5月25日及びその日以後、遅滞なく、これを招集します。</p> <p>2 （記載省略）</p> <p>3 （記載省略）</p> <p>4 （記載省略）</p>	<p>第9条（招集）</p> <p>1 投資主総会は、<u>2017年</u>5月25日及びその日以後、遅滞なく、これを招集し、以降、隔年ごとの5月25日及びその日以後、遅滞なく、これを招集します。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>4 （現行どおり）</p>
<p>第20条（執行役員及び監督役員の任期）</p> <p>1 （記載省略）</p> <p>2 監督役員の任期は、就任後<u>4年</u>とします。但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することができ、また、任期の満了前に退任した監督役員の補欠又は増員として選任された監督役員の任期は、前任者又は在任者の任期の残存期間と同一とします。</p> <p>3 （記載省略）</p>	<p>第20条（執行役員及び監督役員の任期）</p> <p>1 （現行どおり）</p> <p>2 監督役員の任期は、就任後<u>2年</u>とします。但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することができ、また、任期の満了前に退任した監督役員の補欠又は増員として選任された監督役員の任期は、前任者又は在任者の任期の残存期間と同一とします。</p> <p>3 （現行どおり）</p>
<p>第32条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準）</p> <p>会計監査人の報酬額は、役員会で決定した金額（営業期間ごとに1,500万円を上限とします。）とし、その支払は、<u>決算期後3月</u>以内に、会計監査人の指定する口座へ振込む方法により行うものとします。</p>	<p>第32条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準）</p> <p>会計監査人の報酬額は、役員会で決定した金額（営業期間ごとに1,500万円を上限とします。）とし、その支払は、<u>投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書の受領後、会計監査人の請求を受けてから2月</u>以内に、会計監査人の指定する口座へ振込む方法により行うものとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第33条（資産の運用を行う資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>この投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準は、以下のとおりとし、この投資法人は、各号に定める報酬を以下に定める手続及び時期に従い、資産運用会社に対し支払うものとします。</p> <p>(1) 運用報酬 1</p> <p>各営業期間につき、当該決算期及び前決算期の期末算定額（不動産等をこの規約第27条第2項に定める方法で算定した額をいいます。）のそれぞれの総額を平均した金額に0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額に、2分の1を乗じた金額とします。支払時期については、前期末の期末算定額の総額に0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額の4分の1を、毎年6月末日及び12月末日に支払い、当該決算期の決算確定後遅滞なく過不足を精算するものとします。</p> <p>(2) （記載省略）</p>	<p>第33条（資産の運用を行う資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>この投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準は、以下のとおりとし、この投資法人は、各号に定める報酬を以下に定める手続及び時期に従い、資産運用会社に対し支払うものとします。</p> <p>(1) 運用報酬 1</p> <p>各営業期間につき、当該決算期及び前決算期の期末算定額（<u>この規約第26条第(3)号(a)及び(b)に定める特定資産(但し、同号(b)に定める特定資産については当該特定資産を保有することにより実質的かつ経済的に当該特定資産に関連する不動産等を保有するものと評価できるものに限定されるもの</u>とします。）をこの規約第27条に定める方法（<u>但し、不動産等については原則として同条第2項を適用します。</u>）で算定した額をいいます。）のそれぞれの総額を平均した金額に0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額に、2分の1を乗じた金額とします。支払時期については、前期末の期末算定額の総額に0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額の4分の1を、毎年6月末日及び12月末日に支払い、当該決算期の決算確定後遅滞なく過不足を精算するものとします。</p> <p>(2) （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 運用報酬 3</p> <p>この投資法人がこの規約第26条第(3)号(a) <u>(i) 及び(ii)</u>に定める<u>不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産</u>を取得した場合において、取得資産ごとにその取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。）に応じ、原則として以下の料率を乗じた金額の合計額とします。なお、事情に応じて、以下の料率を下回ることは妨げないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 150億円以下の部分に対して0.4% ・ 150億円超300億円以下の部分に対して0.1% ・ 300億円超の部分に対して0.05% <p>支払時期は、この投資法人が当該資産を取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）以降、3月以内とします。</p>	<p>(3) 運用報酬 3</p> <p>この投資法人がこの規約第26条第(3)号(a) 及び <u>(b)</u>に定める<u>特定資産</u>（但し、<u>同号(b)に定める特定資産については当該特定資産を保有することにより実質的かつ経済的に当該特定資産に関連する不動産等を保有するものと評価できるものに限定されるもの</u>とします。）を取得した場合において、取得資産ごとにその取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。）に応じ、原則として以下の料率を乗じた金額の合計額とします。なお、事情に応じて、以下の料率を下回ることは妨げないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 150億円以下の部分に対して0.4% ・ 150億円超300億円以下の部分に対して0.1% ・ 300億円超の部分に対して0.05% <p>支払時期は、この投資法人が当該資産を取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）以降、3月以内とします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 運用報酬 4</p> <p>この投資法人がこの規約第26条第(3)号(a) <u>(i)</u> 及び <u>(ii)</u> に定める <u>不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産を譲渡した場合において、譲渡資産ごとにその譲渡価額（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用は除きます。）に0.05%を乗じて得た金額とします。支払時期は、当該資産を譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）以降、3月以内とします。</u></p> <p>なお、事情に応じて、この料率を下回ることは妨げないものとします。</p>	<p>(4) 運用報酬 4</p> <p>この投資法人がこの規約第26条第(3)号(a) 及び <u>(b)</u> に定める <u>特定資産（但し、同号(b)に定める特定資産については当該特定資産を保有することにより実質的かつ経済的に当該特定資産に関連する不動産等を保有するものと評価できるものに限定されるものとし、ます。）</u> を譲渡した場合において、譲渡資産ごとにその譲渡価額（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用は除きます。）に0.05%を乗じて得た金額とします。支払時期は、当該資産を譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）以降、3月以内とします。</p> <p>なお、事情に応じて、この料率を下回ることは妨げないものとします。</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員八木政幸は本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において執行役員の任期は、本投資法人規約第20条第1項の定めに基づき、就任する2019年6月11日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2019年4月26日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
(やぎまさゆき) 八木政幸 (1965年11月28日)	1988年4月	株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行
	2009年10月	株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行) 金融法人第一部次長
	2011年5月	同行 アセットマネジメント業務管理部次長
	2012年4月	同行 アセットマネジメント業務部副部長
	2013年7月	株式会社みずほ銀行 アセットマネジメント業務部副部長
	2014年4月	同行 年金営業部長
	2016年5月	森トラスト株式会社出向 森トラスト・ホテルズ&リゾート株式会社再出向 顧問
	2017年1月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社再出向 顧問
	2017年6月	本投資法人 執行役員(現職) 森トラスト・アセットマネジメント株式会社再出向 代表取締役社長
	2017年7月 2019年3月	同社 代表取締役社長 同社 代表取締役最高執行責任者(COO) 兼 総合リート運用本部長(現職)

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の代表取締役最高執行責任者（COO） 兼 総合リート運用本部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員山本道男の選任に係る決議は、本投資主総会の終結の時をもって効力を失うことから、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第20条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、2019年4月26日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
(ないとうひろし) 内藤宏史 (1971年7月23日)	1995年4月	森ビル株式会社入社
	1999年8月	森ビル開発株式会社(現 森トラスト株式会社)入社
	2005年10月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社出向
	2009年11月	森トラスト株式会社 総務部法務課課長
	2014年12月	同社 広報部課長
	2016年7月	同社 広報部広報グループ専門部長代理
	2017年11月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社出向 企画財務部長
	2018年6月	同社 取締役企画財務部長
	2019年3月	同社 総合リート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長(現職)

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の総合リート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員田中清及び今尾金久の両名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において監督役員の任期は、第1号議案が承認可決されることを条件として、就任する2019年6月11日より、第1号議案による変更後の本投資法人規約第20条第2項の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
1	(なか がわ なお まさ) 中川直政 (1975年10月12日)	1999年10月 2001年10月 2004年9月 2008年10月 2009年9月 2018年4月 2019年1月	司法試験合格 三井安田法律事務所入所 オリック東京法律事務所入所 オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ法律事務所(サンフランシスコ)入所 日比谷パーク法律事務所入所 株式会社c o l y 監査役(現職) 日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士(現職)
2	(かた ぎり はる み) 片桐春美 (1968年12月29日)	1993年11月 1998年4月 2000年3月 2009年7月 2017年7月 2018年3月	朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 日本公認会計士資格登録 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)社員 片桐春美公認会計士事務所開設(現職) 株式会社タムロン 社外取締役(現職)

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 監督役員候補者中川直政は、日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士です。
4. 監督役員候補者片桐春美は、片桐春美公認会計士事務所の代表です。

その他の参考情報

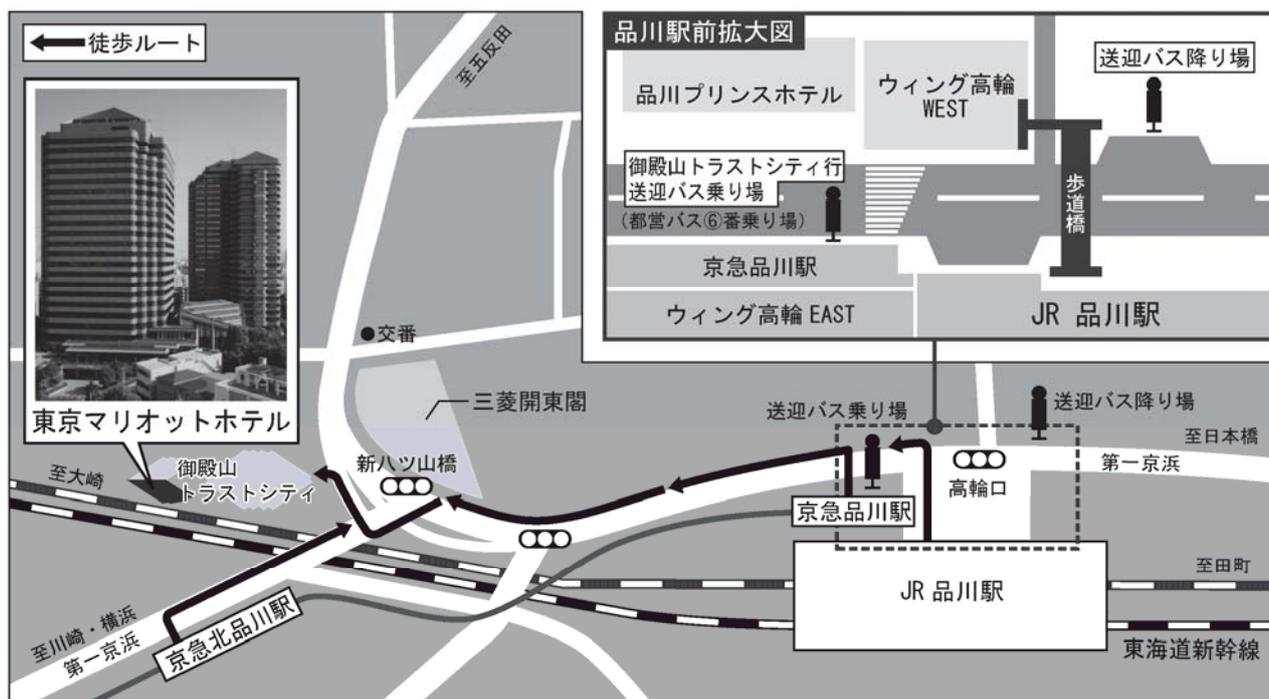
本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第15条に定める「みなし賛成」の規定の適用はありません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案につきましてはいずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

〔会場〕 東京都品川区北品川四丁目 7 番36号
 東京マリオットホテル 地下1階 「ボールルーム ノース」
 〔電話〕 03-5488-3911 (代表)



《交 通》

JR各線・
京急線
品川駅
ご利用の場合

- ・徒歩……高輪口より約10分
高輪口を出て横断歩道を渡り、左へお進みください。
新八ツ山橋交差点の横断歩道を渡り、右へお進みください。
- ・バス……高輪口（都営バス⑥番乗り場）より約5分
※無料送迎バスが、午前8時30分から午前9時50分頃まで約5分～10分間隔で運行されております。バスの乗車場所と降車場所は異なりますのでご注意ください。

京急線
北品川駅
ご利用の場合

- ・徒歩……約5分
改札口すぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進みください。
新八ツ山橋交差点の横断歩道手前を左へお進みください。

※駐車場の準備はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。